



## 目 次

1. 事業の目的	3
2. 事業の内容	3
3. 応募要件	4
4. 企画選考における審査基準	5
5. 選考結果の通知	5
6. 契約条件	6
7. 企画提案書の提出	6
8. 問い合わせ先	8
9. 支払い対象費目について	8

### ◆様式

(様式1) 応募申請書

(様式2) 暴力団排除に関する誓約書

## 1. 事業の目的

専門家との連携による地域食材の付加価値向上事業（以下、「本事業」）は、2006年度から2019年度に実施した「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」（中小企業庁）で開発された商品をはじめとする各地商工会議所または地域の小規模事業者等が中心となって開発した地域発の食品とそれらを使用した地域発のグルメについて、全国的な認知度拡大と販路拡大を図るもの。商品の改良をメインで行う【商品磨き上げコース】、商品の販路開拓をメインで行う【販売戦略強化コース】の2コースを設定し、対象は、食品加工事業者を想定。

## 2. 事業の内容

### （1）食品市場に関する情報提供等、オンラインセミナーの実施

#### ①各地商工会議所役職員に向けた事業説明の実施

・各地商工会議所役職員等に対し、本事業の概要やスケジュール等に関する説明、公的機関との連携実績、その他有益な情報の提供等を行い、本事業に関する商工会議所のニーズ喚起等を図る。また、セミナー実施後、各地商工会議所が参加事業者募集時に活用できる本事業の内容や参加メリット等を盛り込んだ資料やチラシを作成、提供する。

・事業に参加する小規模事業者等（以下、「参加事業者等」）の選定に係る募集要項、審査要領等の必要事項を日本商工会議所と協議、作成したうえで選定を行う。

#### ②（参加会議所・事業者向け）食品市場等に関するセミナー実施

・本事業に参加する商工会議所の担当者、参加事業者等に対し、食品市場の概況やトレンド、今後のコンサルティングの手法等に関するセミナーの実施。

・事業終了後には、実施結果を踏まえたマーケット分析や、食品業界の最新動向、首都圏の消費者ニーズ、その他有益な情報等について解説し、事業終了後の参加事業者等の販路拡大と、各地商工会議所における小規模事業者に対する伴走支援の強化を図る。内容および実施時期、実施形態については日本商工会議所と協議のうえ決定する。

### （2）地域発の食品・グルメの磨き上げと効果検証

#### ①専門家による商品改良やマーケティング戦略などのアドバイス

地域や参加事業者等の特性に即した専門家による、複数回にわたる個別面談（現地/オンライン）を実施する。【商品磨き上げコース】については、課題の洗い出しと整理、地域と参加事業者等の特性を踏まえた商品改良（場合によっては開発）に関する適切なアドバイスを行い、売れる商品づくりをサポートする。

【販売戦略強化コース】については、既存商品の売上・販路拡大を支援するため、地域と参加事業者等の特性を踏まえた販路獲得に向けた提案を行うとともに、商品のブラッシュアップに関するコンサルティングを行い、訴求力向上に努める。

#### ②大都市圏の店舗等における販路拡大機会の創出

大都市圏の店舗等において、改良（開発）した商品やグルメのプロモーション、テストマーケティングを目的としたイベントを実施し、商品に対するバイヤー・一般消費者からのフィードバックを得る。

参加事業者等の規模に即した商談機会を設け、バイヤー視点でのアドバイス獲得と新規取引の機会を創出する。

店舗等においてイベントを実施する際には、運営事務局を設置し、出店サポート業務として、商品の搬出入、会場の設営・撤収、当日の運営管理を行うとともに、バイヤー・消費者へ広く周知し、より多くの反応を得られるよう広報動を行う。

食品提供時には、衛生面に十分配慮し、参加事業者等含む事業関係者に対しても、食品衛生法や外食業の事業継続のためのガイドライン等の遵守を求めるもの。

【販売戦略強化コース】については、大型展示会等への出展を検討する。

### (3) 参加事業者別のマーケティング分析の実施および共有

イベントに来場した一般消費者の声や、バイヤーからの反応、各種取り組みの結果を分析し、各地商工会議所および参加事業者に向けた報告資料等を作成、共有する。合わせて、フィードバックセミナーを実施する。

### (4) 報告書の作成・提出

テストマーケティングおよび展示会等実施による経済効果等の取組成果を分析のうえ、報告書を取りまとめ、記録写真等の資料やPR資料データ等と合わせて、日本商工会議所に提出する。

### (5) その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記の他、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討のうえ、実施することができるものとする。また、日本商工会議所は受託事業者と協議・調整のうえ、必要に応じて、その他事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとする。

### (6) 各地商工会議所による特産品の開発や販路開拓事業への協力を目的とした、その他支援についての提案がある場合は、記載すること。なお、海外販路開拓を視野に入れた提案については加点要素とする。

## 3. 応募要件

受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件を備えている必要があります。必要条件を満たさない企画書は無効とする。

また、同一の事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）の交付を重ねて受けることはできない。

- (1) 国内に拠点を有していること
- (2) 企業や民間団体など、業に関する委託契約を日本商工会議所との間で直接締結等できる組織・団体あること
- (3) 地域の現状を踏まえ、本事業の趣旨を十分に理解していること
- (4) 当該業務委託に関する事業目標の達成、計画の遂行および事業の継続的な実施に必要な組織、人員、設備および施設を有していること
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、設備等について

十分な管理能力を有していること

- (6) 日本商工会議所が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること
- (7) 一つの提案者が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加しないこと
- (8) 日本商工会議所から提示された委託契約書に合意すること
- (9) 経済産業省から補助金交付等の停止措置または契約にかかる指名停止措置を受けている者でないこと
- (10) 次の①から⑤のいずれにも該当しない者であること
  - ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### **4. 企画選考における審査基準**

採択にあたっては、書類審査により、以下の基準に基づいて総合的な評価を行う。応募書類受付後、必要に応じて事業企画のプレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する場合がある。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合がある。

- (1) 企画提案書の内容が次の各号に適合していること。
  - ①事業の内容が日本商工会議所の意図と合致していること
  - ②事業の方法、内容等が優れていること
  - ③事業の経済性が優れていること
  - ④事業の手法およびスケジュールが明確に示されていること
  - ⑤衛生対策や損害保険の加入など、事業実施に係るリスク対策が講じられていること
- (2) 提案者に当該委託事業を行う体制が整っているか。
- (3) 提案者の経営基盤が確立していること。
- (4) 委託事業管理上、日本商工会議所の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

#### **5. 選考結果の通知**

選考結果は、企画提案書の提出者宛に書面にて通知する。

## **6. 契約条件**

### **(1) 契約形態**

委託契約とする。

### **(2) 採択件数**

1件とする。

### **(3) 予算規模**

36,782,000円（消費税込）を上限とする。

### **(4) 実施期間**

契約締結日から最長で2027年3月15日（月）までとする。

### **(5) 納入物**

以下の項目について、書面および電子ファイルを保存した電子媒体で納入すること。ただし、特に印刷物については、日本商工会議所と相談のうえ、編集可能な形式のデータとともに納入すること。

#### ① 実績報告書

フェアおよび展示会実施による経済効果、メディア露出等の取組成果を分析のうえ、実績報告書を納入すること

#### ② 作成物等

作成したPR資材、カタログ、冊子等を納入すること

#### ③ その他

その他本事業での成果物を納入すること

### **(6) 費用の支払い**

事業に要した経費は、原則として、事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとする。対象費目は、「9. 支払い対象費目について」のとおりで、経費支出基準は別途示す。なお、予算執行上、全ての支出には領収書等の証憑書類が必要となる。特に、人件費については、健保等級を用いた算出方法等、日本商工会議所が指定する算出方法に準じて、算出することを必須とする。さらに、支出額や支出内容の適切性についても厳格に審査する。これを満たさない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。

### **(7) 立案上の留意点**

企画の立案にあたっては、本事業の趣旨を理解したうえで、「2. 事業の内容」について、具体的な企画内容、効果、効果測定方法などを明示すること。また、支払い対象費目に沿って、見積書（明細含む）を作成すること。その際、事業の項目ごとに予算額等を積算すること。

## **7. 企画提案書の提出**

## (1) 提出書類等

① 郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に封入し、宛名面に、「専門家との連携による地域食材の付加価値向上事業にかかる企画申請書」と記載すること。また、電子メールの場合には、以下の書類を PDF ファイル等により「z-tenkai@jcci.or.jp」宛に送付すること。その際、メールの件名(題名)を必ず「専門家との連携による地域食材の付加価値向上事業にかかる企画運営について」とすること。

- ・(様式1) 応募申請書
- ・(様式2) 暴力団排除に関する誓約書
- ・法人組織概要(パンフレット等)
- ・業務実施体制
- ・企画提案書〔2部(正1部、写1部)〕
  - 様式は任意
  - 業務実績および担当者(主たる者)の実績、業務実施体制、スケジュール、見積書を含む
  - サイズはA4判、左綴じ
- ・提案者となる企業の過去3年分の財務諸表(1部)
  - ※設立年数が3年に満たない場合は、可能な限り長い年数分を提出すること。

② 提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。

- ① 応募書類等の作成費・郵送費は経費に含まれないものとする。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されないものとする。
- ② 企画提案書に記載する内容については、事業を実施するうえでの基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ明示すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。
- ③ 1申請者につき、1つの提案とすること。
- ④ 部分提案および提出後の変更は認めない。

## (2) 応募書類の提出期限

2026年5月8日(金) 17:00 必着

## (3) 応募書類の提出先

応募書類は、郵送等もしくは電子メール(PDFファイル等)により、以下に提出すること。

< 郵送等の場合 >

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階  
日本商工会議所 地域振興部 宛

※発送後、03-3283-7818 に送付した旨ご連絡ください。

< 電子メール(PDFファイル等)の場合 >

「z-tenkai@jcci.or.jp」宛

※件名（題名）を必ず「専門家との連携による地域食材の付加価値向上事業にかかるとして企画運営について」としてください。

※社印を要する書類については、後日、郵送をお願いする場合があります。

※持参およびFAXによる提出は受付しません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本応募要領をよく読み、書類を作成してください。

## **8. 問い合わせ先**

日本商工会議所 地域振興部（担当：松下、斎藤、秋元、新田）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階

TEL：03-3283-7818 FAX：03-3211-4859 E-mail：z-tenkai@jcci.or.jp

受付時間 9:30～12:00 13:00～17:30（土日・祝日を除く）

\*電子メールでのお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「専門家との連携による地域食材の付加価値向上事業にかかるとして企画運営について」としてください。他の件名（題名）では、お問い合わせに回答できない場合があります。

## **9. 支払い対象費目について**

謝金／旅費／調査・集計費／借損料／委託人件費／雑役務費／通信運搬費／  
一般管理費（積算対象となる直接経費の10パーセント以内）

\*詳細について、契約時に別途支出基準を示すものとする。